

三重県議会基本条例一部改正案（中間案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会派)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>会派は、議員が前条に規定する責務を果たすために行う活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>(議員の定数及び選挙区)</u></p> <p>第6条の2 <u>議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。</u></p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 <u>議会は、議決責任を深く認識し、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</u></p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 <u>議会は、合議制の議事機関としての独自性を生かし、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</u></p> <p><u>(文書による質問)</u></p> <p>第14条の2 <u>議員は、議長を經由して知事等に対し文書質問を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の手續等に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(会派)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>(議会の説明責任)</p> <p>第7条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、県民に対して説明する責務を有する。</p> <p>(知事等との関係の基本原則)</p> <p>第8条 【略】</p> <p>2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。</p> <p>【新設】</p>